



# 冷凍空調会報

No.166  
2022.2

- 新年名刺交換会について
- 令和3年度冷凍空調高圧ガス保安大会



—ダイヤモンド桜島（鹿児島市）—  
(写真協力：鹿児島市)

一般社団法人 鹿児島県冷凍空調工業保安協会

# 令和4年 新年名刺交換会



(鎌田会長 賀詞あいさつ)

昨年は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い中止した新春恒例の新年名刺交換会が、去る1月11日（火）、鹿児島サンロイヤルホテルで会員・賛助会員のみ約80人の参加のもと開催されました。

鎌田会長が賀詞を述べた後、「昨年10月31日から11月13日にかけて英国グラスゴーで開催されたいわゆる『COP26』で、異常気象など気候変動による悪影響を回避するのに必要な水準に至るためには気温上昇幅を1.5度に抑える努力をするべきという目標が示され、「決定的な10年間」として、今から2030年までの10年間の取り組みが大変重要であることが指摘された。

我が国でも、2020年10月の臨時国会で『2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す。』と当時の菅総理が所信表明演説を行った。

『全体としてゼロに』とは、『排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロにする。』ことを意味している。つまり、排出を完全にゼロにすることは現実的に難しいため、排出せざるを得なかった分については、同じ量を『吸収』または『除去』することで、差し引きゼロを目指すということである。

このような中、環境省と国立環境研究所が、

昨年12月10日に『2020年の我が国の温室効果ガス排出量』の速報値を取りまとめ公表した。

これによると、2020年度の温室効果ガスの総排出量は二酸化炭素換算で前年度比5.1%減の11億4,900トンだったが、HFCは前年度比2.2%増の5,190トンで、その割合は全体の5%程度ではあるが増加傾向にある。

冷凍空調設備の代表的な冷媒であるフロン類は地球温暖化に深刻な影響をもたらす温室効果ガスであり、冷凍空調設備工事の施工品質の向上・確保は我々業界が一丸となって取り組むべき課題であり、社会的責任を果たしていく必要がある。

当協会としては、今年も組織の充実強化はもとより、関係法令の周知・啓発、業務に関連する各種技術者や技能士育成のための講習会の実施、関係機関との連携などに努めていくこととしており、会員各位の支援・協力をお願いしたい。」と挨拶。

その後、協会顧問の柴立県議会議員、中元鹿児島市議会議員からそれぞれ挨拶をいただき、福本当協会副会長の新年にふさわしい元気な音頭で乾杯。

参加者の皆さんは、和やかな雰囲気の中で、新年の決意も新たに今年の展望や抱負を語り合い、最後に一本締めで、今年一年のいやさかを願い会を閉じました。



(会場の様子)

# 令和3年度 冷凍空調高圧ガス保安大会



令和3年度の冷凍空調高圧ガス保安大会が昨年10月23日(土)、鹿児島市のポリテクセンター鹿児島で、会員約30名の参加のもとに開催されました。

冒頭、鎌田会長が、「令和2年の高圧ガス関係事故年報によると、全事故件数が458件で、対前年比では23.9%減少したが、冷凍保安規則に係る事故件数は237件発生しており、全事故件数の中で最も多い52%を占め、人身事故も軽傷ではあるが2件発生している。

この冷凍保安規則に係る事故件数237件のうち、フルオロカーボンに係る事故が221件、アンモニアが14件発生した。

事象別にみると、237件全てが漏えい事故で、腐食や疲労による機器・配管等の本体からの噴出・漏えいが168件、締結部や可動シール部からの噴出・漏えいが32件、外部衝撃等その他による事故が35件、不明事故2件となっている。

その原因のほとんどは、腐食管理の不良や誤操作、検査管理の不良によるものである。

特に、人身事故の2件はR-22に起因するもので、漏えい部の修理中に放出したガスにより凍傷などの軽傷を負ったものである。

このため、高圧ガスの一層の保安の確保や事故の防止に、万全を期することはもとより、近年、地球温暖化の影響とみられる大規模な風水害が全国各地で相次いでいるが、代表的な冷媒であるフロン類は、地球温暖化に深刻な影響をもたらす温室効果ガスでもあることから、更なる冷凍空調設備工事の施工品質の向上・確保に向けて、冷凍

空調設備業界が一丸となって、取り組まなければならないと考えている。

そのため、技術・施工能力の向上、安全対策には今まで以上に、積極的に取り組んでいただくとともに、高圧ガス保安法やフロン排出抑制法など、関係法令の遵守、従業員に対する教育訓練の実施や定期的な自主点検の徹底など、自主保安体制の充実に努めていただきたい。」と挨拶。

続いて、特別功労者の表彰、高圧ガス保安活動促進週間の取組について協会事務局の説明、県消防保安課の石元主査から高圧ガス保安法関係の講話（製造施設等の変更許可や届出の流れなど）のあと、鹿児島県環境保健センターの吉田副所長から、「気候変動」のテーマで講演が行われました。

## 表彰・顕彰

(敬称略)

### 👑 特別功労者

畑添 憲秀 大鹿空調機(株)



### 👑 令和3年度 国土交通省大臣顕彰(建設マスター)

大藪 孝弘 (株)九州日立鹿児島支社



### 👑 令和3年度 鹿児島市青年優秀技能者表彰

禱 幸夫 メイワ冷熱工業(株)

## 第2回フロン会（ゴルフコンペ）開催

ゴルフ競技会を通じて、会員相互の更なる親睦・交流を図ることを目的に、令和2年2月6日付で「フロン会」（会長：鎌田正司 現在の会員数：42社）が発足したところですが、第2回フロン会が、ダブルペリア方式で下記の通り開催されました。

日 時：令和3年10月14日（木）

場 所：知覧カントリークラブ

参加者：31名（24社）

第2回大会には、42社中24社から31名の方々が集い、左右に打ち分けるなど、ソーシャルディスタンスの確保を心がけ、秋晴れの晴天のもと、和やかに腕を競い合いました。



（第2回フロン会参加の皆様）

第2回大会の優勝者は、(有)三笠空調設備の永迫正様で第1回大会に続き連覇を達成。準優勝は(有)太陽冷熱の中村信吾様、第3位が東都設備工業(有)の横手康弘様で、当日の実力No.1ベストグロス賞も(有)三笠空調設備の永迫正様でした。

なお、フロン会への加入は随時受け付けておりますので、加入を希望される方は、事務局までお気軽にお電話ください。

## 青年部会 ゴルフコンペ開催

青年部会のゴルフコンペは、令和3年10月2日（土）に島津ゴルフ倶楽部で開催されました。青年部会員や特別参加者を含め20名が参加して、青年部らしくスコアではなく飛距離を競い合い

ながら、親睦を深めました。優勝はメイワ冷熱工業(株)の丸山三智雄様、準優勝が南菱冷熱工業(株)の小原達也様でした。



（青年部会ゴルフコンペ参加の皆様）

## 「確認証明書」は、どんな場合に交付するの？

2020年4月から改正施行された「フロン排出抑制法」では、第一種特定製品の廃棄等実施者（管理者）はフロン類の回収が証明できない機器は引き取ってもらえず、また、引取等実施者（廃棄物・リサイクル業者）はフロン類の回収が確認できない機器の引取りが禁止されました。すなわち、フロン類を回収した証明書がなければ機器の廃棄ができなくなりました。

通常は行程管理制度に則ってフロン類の回収依頼、引取証明書受領という手順を踏みますが、回収依頼をするまでもなく、フロン類が入っていないことが明らかな機器を廃棄したい場合は、特別な方法として「確認証明書」という仕組みが導入されました。

### 【第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き～第3版（令和3年4月）P59】 抜粋

#### （1）第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡し

【解説】 第一種特定製品の廃棄等を実施する管理者は、フロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡すか、フロン類の引渡しを建物解体業者等に委託する必要がある。

なお、第一種特定製品にフロン類が残存しておらず、フロン類を引き渡すことができない場合には、第一種フロン類充填回収業者による、当該第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認を受ける必要がある。つまり、廃棄等を行おうとする第一種特定製品について、フロン類が充填されていないことを第一種特定製品廃棄等実施者が自ら判断することは認められていない。

### 【フロン排出抑制法Q&A（第6版）】 抜粋

**Q167** 法第41条の「フロン類が充填されていないことの確認」はどのような場合に依頼すればよいのか、機器の廃棄に際して、回収の依頼とどちらを選択すればよいのか。

**Ans** 基本的には、回収依頼書又は委託確認書により、フロン類の回収を行ってください。法第41条に基づく「フロン類が充填されていないことの確認」は、例えば、不法投棄から相当の年月が経過し風化が進んだ機器を地方公共団体等が大量に処理するなど、通常の回収依頼等によって処理を行うことが適切でない場合や、機器整備に際してフロン類を回収し、その後充填することなく機器を廃棄することとした場合など、フロン類が充填されていないことが明らかな場合といった、例外的なケースにおいて用いることを想定しています。

ただし、外形的にフロン類が充填されていないと思われても、確認を行った結果フロン類が回収されるといったことも十分に想定されるので、基本的には回収依頼等を行っていただくことが適切と考えられます。

### 具体的に「引き取り証明書」か「確認証明書」か



【注】 ①引取証明書は、行程管理票ですので「フロンの回収依頼」があった場合に交付し、フロンの有無に拘わらず、フロンの回収依頼があつて回収行為をした場合に交付します。  
(回収量がゼロの場合、ゼロと記入して引取証明書を交付する)

②「フロン充填なしの確認依頼」を求められた場合で、フロンが入っていなかった場合は「確認証明書」を交付するが、もしフロンがあつた場合は、あらためて管理者に「回収依頼書」の交付をお願いします。

【参考】「環境省 フロン排出抑制法 ポータルサイト」に、フロン排出抑制法の概要や「運用の手引き」・「Q&A」などが掲載されています。

# フロン排出抑制法違反で書類送検

## ～改正後初めての摘発～

業務用エアコンを不法に解体し、地球温暖化につながる「フロン類」を排出したとして、警視庁は令和3年11月9日、スバル正規ディーラーの東京スバル（東京都文京区）と解体業者の興建総業（同八王子市）、両社の担当幹部ら計3人をフロン排出抑制法違反（書面の不交付、放出）容疑で書類送検した。令和2年4月施行の改正法で規制が強まって以降、同法違反容疑で警察が摘発したのは初めて。

生活環境課によると、東京スバルは令和3年2～3月、八王子市の営業所で使用後に解体した業務用エアコンの廃棄を解体業者に依頼した際、フロン類が冷媒として充填（じゅうてん）されていることを書面で伝えるのを怠った疑いがある。解体業者から下請けとして受注した興建総業はフロン類が未処理だと知りながら解体し、大気中に放出した疑いがある。

警視庁が解体現場のパトロールでこのエアコンを見つけ、都環境局が立ち入り検査で違反を確認した。両社は容疑を認め、「正規の手続きを怠った」などと説明したという。都環境局は「同様の違反が後を絶たない」としており、警視庁は他の企業についても情報を集めている。

【令和3年11月9日付 朝日新聞デジタル から引用】

## 山口壯環境大臣の談話

本日、警視庁より、東京都で発生したフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）違反事案について公表がありました。

フロン排出抑制法では、業務用エアコン等を廃棄する場合は、冷媒として使用されているフロンを回収することを義務付けています。今回の事案は、建物解体時に、当該建物に設置された業務用エアコンから必要な回収作業をせず、フロンを放出させたものであり、このような事案が発生したことは誠に遺憾です。

現在、英国グラスゴーにおいて、国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）が開催されています。強力な温室効果を持つフロンの排出抑制は、気候変動対策として非常に重要な取組です。

令和元年のフロン排出抑制法改正は、建物解体時のフロン回収作業の徹底を図ること等を目的としたものであり、今回の事案は、捜査機関及び行政機関がこの改正の趣旨を踏まえて御尽力され、被疑者らの検挙に至ったものと認識しています。

環境省としては、引き続き関係機関と連携し、フロン排出抑制法の適正な執行を図っていきます。業務用エアコン等を廃棄する事業者や解体工事等を受託する事業者におかれては、フロン排出抑制法の規制を守っていただくことを強くお願いします。

【令和3年11月9日 環境省HP＞大臣談話・大臣記者会見要旨 から引用】

# 会 員 情 報

●代表者が変わりました。

事業所名	代表者名	住 所	T E L
大成空調(株)	(新) 岩本 康誠 (旧) 下柿元 修	〒890-0034 鹿児島市田上6-14-12	099-285-5411
(有)立和名冷熱	(新) 立和名 潤 (旧) 立和名徳治	〒899-2704 鹿児島市春山町382-1	099-246-7040
白沢冷機工業	(新) 白沢 久紀 (旧) 白沢 茂和	〒898-0092 枕崎市白沢西町569	0993-76-2553

●事務所を移転しました。

事業所名	代表者名	住 所	T E L ・ F A X
(株)相洗	岩戸 博己	〒890-0034 鹿児島市田上7-1-2	TEL 099-283-3838 FAX 099-283-7755
東和産業九州(株)鹿児島営業所 (賛助会員)	今吉 雅弘	〒891-0114 鹿児島市小松原2-6-20	TEL 099-263-5533 FAX 099-263-5534

\*会員の皆様には、代表者や住所、社名等に変更があった際は、事務局までお知らせくださるようお願いします。

## 会社紹介



ライフエンジニアリング 株式会社

### 【会社概要】

代表取締役：持留 雄一郎

事業所：〒892-0848 鹿児島市平之町9-10

電 話：099-219-5515

F A X：099-222-9003

E-mail：mochidome@life-eng.com

事業内容：空調・衛生・給排水・消防・冷凍・冷蔵設備 設計施工

再生可能エネルギー（地中熱・太陽熱・未利用熱） 設計施工

省エネ診断 ZEB SII SERA 省エネ補助事業

登録資格：鹿児島県知事許可（特・般）第012944号

管工事業・電気工事業・消防施設工事業



当社は渡辺組グループとして創立22年、地域の皆様にお世話になってきました。さらなるカーボンニュートラルを目指し、子供達に美しい地球を残します。

# 会社紹介

有限会社 小城冷熱工業

## 【会社概要】

代表取締役：小城 忠信

〈事業所〉

住 所：〒891-0103 鹿児島市皇徳寺台4丁目8-3

電 話：099-265-6786 FAX：099-264-1654

〈営業所〉

住 所：〒891-0101 鹿児島市五ヶ別府町164-1

電 話：099-298-1627 FAX：099-298-1628

事業内容：空調設備工事・電気設備工事・消防設備工事

登録資格：建設業許可 鹿児島県知事許可（般-1）第15051号

管工事業・電気工事業・消防施設工事業

当社は、事業活動から生じる環境汚染の予防に努めると共に、迅速で細やかなサービスの提供、また快適かつ安全な最適空間を提供できるように、施工品質・技術・人間力の向上に努めてまいります。

# 会社紹介

有限会社 カナンシステム

## 【会社概要】

代表取締役：肥後 裕二

〈本 社〉

住 所：〒891-0405 指宿市湊3-3-2

電 話：0993-24-2448 FAX：0993-24-2357

〈鹿児島支店〉

住 所：〒892-0837 鹿児島市甲突町24-28

電 話：099-221-0100 FAX：099-221-0101

〈福岡支店〉

住 所：〒816-0921 福岡県大野城市仲畑1-16-11

電 話：092-558-1516 FAX：092-558-1517

E-mail：higo@kanan.co.jp

事業内容：電気・空調設備及びメンテナンス

登録資格：国土交通大臣許可（般-2）第28042号 電気工事業 管工事業  
産業廃棄物収集運搬 4601151703号 指定給水工事業 第611号  
プライバシーマーク 第18110011（01）号 ほか

「高い技術力・安心・迅速」をモットーにユーザーの良きパートナーとしてお答えいたします。

令和3年度日本冷凍空調設備工業連合会冷媒配管施工品質向上支援事業

## 『銅管フレア加工・ろう付け技術講習会』を開催しました

令和3年11月27日(土)に、冷凍空調機器設備施工時の加工技術の実践ポイントについて、実技講習会を下記のとおり開催しました。

参加者は、ビデオ視聴による研修後、実際にフレア加工、フロン冷媒用銅管・CO<sub>2</sub>冷媒用銅管のろう付け実習を行い、接続部を切断してろうの浸透具合やろう垂れ、フィレットの形成状態等について、自己評価しました。

## 記

開催日時：令和3年11月27日(土) AM9:00 ~ PM17:00

会場：ポリテクセンター鹿児島 第3実習棟

参加者：4名

講師：(敬称略)

辻 茂 【㈱ロイヤルテック】、 畑添 憲秀 【大鹿空調機㈱】

## 講習会のカリキュラム概要

実習①	フレア加工 気密試験
実習②	3 1.7 5 mm ソケットのろう付け接合、切断評価
実習③	3 1.7 5 mm チーズのろう付け接合、切断評価
実習④	CO <sub>2</sub> 用 1 9.0 5 mm ソケットのろう付け接合、切断評価

## 講習会の様子



(材料確認)



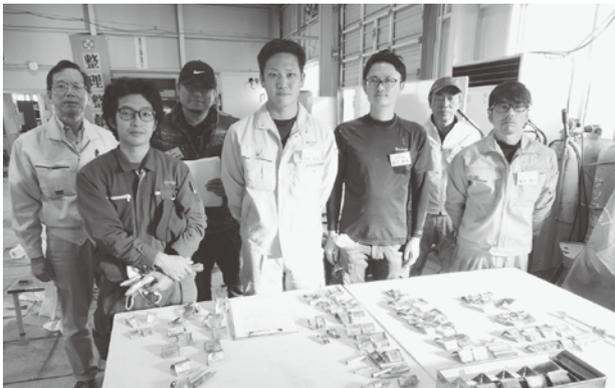
(フレア加工の指導状況)



(ソケットろう付け)



(浸透具合の確認)



\*各自、実習作品のろうの浸透具合やろう垂れ、フィレット形成状態について、講師を交えて自己評価を行いました。

実習作品を前に【講師と参加者】



## 冷媒フロン類取扱技術者の更新講習等について

平成27年4月に施行された「フロン排出抑制法」を受けて、業務用冷凍空調機器の冷媒の充填・回収及び点検について、「十分な知見を有する者」として、平成26年度から第一種及び第二種の「冷媒フロン類取扱技術者」の養成に努めてまいりました。

この冷媒フロン類取扱技術者資格の有効期限は5年間のため、更新手続きを行わないと失効することから、当該技術者として皆様に資格を継続していただくため、当保安協会でも平成30年度から「更新講習会」を実施しております。

特に、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、更新講習会を受講せずに、特別措置にて技術者証の更新が認められました。

令和4年4月からは、通常通り、講習会を実施する形式で開催を予定しておりますので、日程等詳細が決まり次第、ホームページ等でご案内します。

なお、この「更新講習」は有効期限到来の1年前及び有効期限が切れてから1年未満の方が受講できます。

また、新たに当該技術者の資格取得を目指す方々のため「冷媒フロン類取扱技術者講習会（第一・二種）」も、引き続き開催を予定しておりますので、こちらも日程等詳細が決まり次第、ホームページ等でご案内します。



(第一種冷媒フロン類取扱技術者講習会)  
【令和3年10月28日(木)】

## 冷凍空気調和機器施工技能士検定試験 学科試験準備講習会

～国家資格の技能士を目指して～ 

- ◇ 学科講習日 令和3年12月11・12日
- ◇ 場 所 ポリテクセンター鹿児島
- ◇ 受 講 者 1級 6名 2級 1名

今回の学科試験準備講習会には計7名が参加し、全員が検定試験合格に向けて、熱心に受講していました。

なお、本番の検定試験は、実技が1月9日、学科が1月30日に実施され、合格発表は3月11日の予定です。

また、実技検定のための受検準備講習会は、ポリテクセンター鹿児島様の主催で、昨年(令和2年)の11月20・21日の2日間実施され、6名が受講しました。



発行日 令和4年2月10日発行

発行所 〒890-0064

鹿児島市鴨池新町6番6号

(一社)鹿児島県冷凍空調工業保安協会

TEL (099) 254-3948

FAX (099) 258-4839

E-mail [krac@arion.ocn.ne.jp](mailto:krac@arion.ocn.ne.jp)

ホームページアドレス

<http://kagoshima-reiku.com/>